

【 一括支払契約保証 制度概要 】

被保証債務の範囲	売掛金債権（付帯する債権を含む）の割引により支払企業が負担する債務を保証の対象とする 期日支払分は保証対象外
保証限度額	10億円（特定社債保険、普通保険、無担保保険（それぞれ経営安定関連特例を除く）との合算で10億円が上限となります）
保証割合	70%以下
保証形式	根保証
保証期間	1年以内（但し、更新は妨げません） 新規保証から通算して5年を超える場合は新規保証により更新を行う
対象となる一括決済方式	ファクタリング方式（下図参照）、信託方式、併存的債務引受契約方式
保証料率	責任共有対象外保証料率（0.50%～2.20%）に保証割合を乗じた率とする 信用保証料率は納入企業が割引の都度負担するものとする
割引に係る料率	金融機関所定料率
連帯保証人	個人保証人は代表者も含めて徴求しない
担保	必要に応じて徴求

ポイント

- ・ 一括決済方式による割引にかかる支払企業の債務を保証します
- ・ 被保証人は支払企業、保証料負担者は納入企業です
- ・ 支払企業は中小企業者に限られますが、納入企業は大企業でも可能です
- ・ 支払企業の信用区分により納入企業が負担する保証料率が変わります
- ・ 根保証ですが保険は個々の割引毎に成立します
- ・ 保証書の有効期間は180日（240日まで延長可能）です

【ファクタリング方式概略図】

